平成２８年（再ロ）第４号

熊本市中央区菅原町14番10号　レオパレスリバーパーク菅原108号、住民票上の住所福岡県柳川市三橋町久末944番地

再生債務者　河口　　潤

1　決定年月日時　平成28年７月21日午後２時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年８月18日まで

4　一般異議申述期間　平成28年９月１日から平成28年９月８日まで

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（再ロ）第２０号

大阪府箕面市粟生間谷西３丁目２番６－401号

再生債務者　下玉利三郎

1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年８月26日まで

4　一般異議申述期間　平成28年８月29日から平成28年９月12日まで

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１００００７号

東京都葛飾区高砂２－18－７

再生債務者　甲斐谷裕一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年６月27日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年８月８日まで

平成28年７月21日

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第２号

北九州市八幡西区香月西４丁目２番11－511号

再生債務者　中村　佑弥

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年７月14日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年８月10日まで

平成28年７月20日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（再ロ）第４号

山形市長町３丁目11番25号

再生債務者　正野　敬泰

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年７月19日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年８月12日まで

平成28年７月22日　　山形地方裁判所民事部

平成２８年（再ロ）第１号

北海道小樽市勝納町13番1411号　勝納住宅１号棟

再生債務者　三上　和枝

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年７月15日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年８月18日まで

平成28年７月21日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（再ロ）第４号

香川県高松市東山崎町510番地12

再生債務者　多田　憲司

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年７月７日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年８月19日まで

平成28年７月22日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（再ロ）第１号

京都府亀岡市畑野町土ケ畑牛道２番地117

再生債務者　田中不二夫

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年７月20日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年８月26日まで

平成28年７月22日

京都地方裁判所園部支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第２号

青森県五所川原市字錦町１番地46メゾンくるみA

再生債務者　石澤　　豊

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月21日

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２８年（再ロ）第１号

横浜市神奈川区三ツ沢上町15番９号

再生債務者　長谷部　徹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月22日

横浜地方裁判所第３民事部

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表は、主たる事務所に据え置いております。

平成二十八年八月一日

仙台市宮城野区小田原二丁目二番四〇号

（甲）一般社団法人安田博愛会

代表理事　安田　恒人

仙台市宮城野区小田原二丁目二番四〇号

（乙）一般財団法人安田博愛会

業務執行理事　沼田　周一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

合併効力発生日は平成二十八年十月一日であり、一は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しており、この合併による甲の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月一日

掲載頁　一一一頁（号外一四七号）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月21日

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２８年（再ロ）第１号

横浜市神奈川区三ツ沢上町15番９号

再生債務者　長谷部　徹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月22日

横浜地方裁判所第３民事部

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表は、主たる事務所に据え置いております。

平成二十八年八月一日

仙台市宮城野区小田原二丁目二番四〇号

（甲）一般社団法人安田博愛会

代表理事　安田　恒人

仙台市宮城野区小田原二丁目二番四〇号

（乙）一般財団法人安田博愛会

業務執行理事　沼田　周一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

合併効力発生日は平成二十八年十月一日であり、一は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しており、この合併による甲の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）http://www.junken.co.jp

平成二十八年八月一日

東京都品川区東品川二丁目二番二〇号

（甲）日本ライフライン株式会社

代表取締役社長　鈴木　啓介

東京都品川区東品川二丁目二番二四号

（乙）ＪＵＮＫＥＮ　ＭＥＤＩＣＡＬ株式会社

代表取締役社長　桑原　邦生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十八年六月二十四日

掲載頁　四五頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十四日

掲載頁　九十二頁（号外第一四〇号）

平成二十八年八月一日

東京都品川区西五反田五丁目二番四号

（甲）コミュニティワン株式会社

代表取締役社長　栗原　　茂

東京都千代田区鍛冶町二丁目五番五号

（乙）株式会社コミュニティー

代表取締役社長　前田　治彦

平成二十八年八月一日

東京都渋谷区南平台町五番六号

（甲）東京急行電鉄株式会社

代表取締役　野本　弘文

東京都渋谷区南平台町五番六号

（乙）横浜金沢プロパティーズ株式会社

代表取締役　藤原　裕久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）http://www.junken.co.jp

平成二十八年八月一日

東京都品川区東品川二丁目二番二〇号

（甲）日本ライフライン株式会社

代表取締役社長　鈴木　啓介

東京都品川区東品川二丁目二番二四号

（乙）ＪＵＮＫＥＮ　ＭＥＤＩＣＡＬ株式会社

代表取締役社長　桑原　邦生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十八年六月二十四日

掲載頁　四五頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十四日

掲載頁　九十二頁（号外第一四〇号）

平成二十八年八月一日

東京都品川区西五反田五丁目二番四号

（甲）コミュニティワン株式会社

代表取締役社長　栗原　　茂

東京都千代田区鍛冶町二丁目五番五号

（乙）株式会社コミュニティー

代表取締役社長　前田　治彦